

伊予市市章使用に関する取扱規則（平成17年7月14日規則第146号）

最終改正:令和3年3月30日規則第20号

改正内容:令和3年3月30日規則第20号〔令和3年4月1日〕

○伊予市市章使用に関する取扱規則

平成17年7月14日規則第146号

改正

令和3年3月30日規則第20号

伊予市市章使用に関する取扱規則

（趣旨）

第1条 この規則は、伊予市市章制定条例（平成17年伊予市条例第3号。以下「市章条例」という。）第2条の規定に基づき、伊予市市章（以下「市章」という。）の乱用防止とデザイン統一を図ることを目的として、市章の使用に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 市章の使用対象は、市内で広くその活動が認められる団体又は個人とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

（市章）

第3条 市章とは、市章条例に定めるものをいう。

（市章の規格）

第4条 使用できる市章の規格は、市章条例に定める図案を基本とする。

（使用申請及び使用承認）

第5条 市章の使用の承認を受けようとする者は、伊予市市章使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、市章の使用申請書を受理したときは、速やかにその可否を決定し、伊予市市章使用決定通知書（様式第2号）により当該申し込みを行った者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 市章を使用する場合、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- （1）伊予市の信用や品位を損なう使用はしないこと。
- （2）営利を目的に自己の商標や意匠として独占的に使用しないこと。
- （3）伊予市の事業と混同されるおそれがある場合は使用しないこと。
- （4）その他著しく不適当と認められる使用はしないこと。

（使用の取消し）

第7条 市長は、市章を使用する者が第4条から第6条に定める事項を遵守しないときは、その使用を取り消すことができる。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、市章の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月14日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊 予 市 市 章 使 用 申 請 書

年 月 日

伊予市長 様

住所
氏名

次のとおり伊予市市章を使用したいので承認願います。

記

1 使用目的

2 使用方法

3 使用期間

4 その他(図面等を添付すること。)

伊予市市章使用決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊予市長

年 月 日付けで申請のあった伊予市市章の使用について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 使用決定の内容

- ・承認する
 - ・承認しない
- (理由)

2 使用期間

3 市章の使用条件
